前田叉左衛門尉どの(利家)

川に近き高月にてもあらざるか。) は本年なるべし。加越能古文叢に之を天正九年に係 (この文書は年次を明らかにせずといへども恐らく くるものは非なり。高□は原寫讀み難し。新川郡滑

社僧等に、その卷數等を贈れるを謝す。 五月三日。高畠定吉越中より、 羽咋郡菅原社の

【遺編類纂】

一七二八

尚以寺家屋敷之事、堂を限奥へ繩打可,相除,候間、 取候而遣、之候。何も自、是可,申入,候。以上。 書付

分之儀、追而申調可、進、之候。是又異儀有間敷候間、可即 之段難,申謝,候。 就,在陣、爲,御音問,卷數幷青銅卅疋被,懸,御意,候。 御懇切 心易i候。尚歸陣之刻可i申達i候。 仍繩打之事、 則申聞候。無別條候。 恐々謹言。 寺領

五月三日

高昌孫二郎

在判

原

御同宿中

りてその社僧が菅原寺に同宿せりと見ゆ。) 山は鹿島郡三引に在る本宮寺なるが、當時衰頽に因 (菅原寺は羽咋郡菅原の菅原社の社僧をいふ。

宮司に、その守札等を贈れるを謝す。 五月五日。前田利家陣中より、 羽咋郡氣多社大

【氣多神社文書】 羽咋郡

一七二九

然者無,由斷,御祈禱候由、令,滿足,候。尙以懇祈專要候。謹 爲,陣見迴、書狀丼祈禱之守、珍敷肴二桶到來、祝着二候。

言。 五月五日

在印

は天正十年越中魚津在陣中よりの返簡なるべし。) (本文年次不詳といへども、 一宮大宮司 日付によるに、

入の擧あるを賞して本領安堵等を約す。 五月九日。上杉景勝、温井景隆に、その能登侵

勝年

一七三〇

江

口

文書

一七三二

悦不,淺次第候間、本領之儀者勿論、 今度到,于能州,亂入、無二輕,一命,可,被,勵,動功之由、 重賞可」令,褒美,者也。 仍如件。 別而一切之圖於有之

天正十年 九日

景(上杉)

溫井備中守殿

の學あるを賞して本領安堵を約す。 五月九日。上杉景勝 平堯知に、その能登侵入

田文書】羽前

一七三一

今度能州へ亂入、無二輕,一命,可,有,忠信,之由、感悅候。因 兹本領如,先規、不,可,有,相違,者也。 仍如件。

天正十年 五月九日

景(主

加賀守殿

侵入の擧あるを賞して本領安堵を約す。 五月九日。上杉景勝、 江口式部丞に、その能登

間本領之儀如,先規,不,可,有,相違,者也。仍如,件。 今度至,能州、無二無三輕,一命,可,有,忠信,之由感悅候。

天正十年 九日

在判

江口式部丞殿

郎等に、年人の鳳至郡宇出津を侵したるを以て 五月十五日。前田利家越中魚津より、真柄助三 警戒を嚴にせしむ。

【中谷文書】 鳳至郡

一七三三

節次第、 猶以浦々をとなしき者共罷越分は、 角共をあつめ敵船 被遺候。將亦諸橋へも同前候。以上。 候。自,此方,も申付候。此折紙、 ほし、右之分可,才覺,之由可,被,申付,候。此時候間、忠 可、取由、我等まへにて請乞申候。穴水・諸橋之舟共もよ 何樣之訴訟之儀候共可॥申 はね・まわきへ急持可(羽根・真脇) 可被仰觸

書狀之通令,披見,候。其國之军人共、 以,舟手,字出津へ上

Œ +